

川越市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正（案）の概要

平成 27 年 10 月

1 改正の必要性等

平成 27 年 3 月 30 日付厚生労働省老健局通知により、有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下「標準指導指針」とする。）が改正され、同 7 月 1 日に施行された。

このことに伴い、有料老人ホームの指導指針については、標準指導指針の内容を参考に各都道府県等で制定することとなっているため、「川越市有料老人ホーム設置運営指導指針」についても、標準指導指針を踏まえ、一部改正を検討する必要性が生じた。

については、標準指導指針に加え、平成 27 年 8 月 12 日に施行された「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」も参考にし、以下のとおり一部改正（案）を示す。

2 主な改正点

（１）標準指導指針の改正に伴う改正内容

ア.届出促進に向けた規定の適正化

【 概要 】

既存建築物を利用した施設や定員 9 人以下の有料老人ホームで、建物の構造上、廊下幅や居室面積等が基準を満たさない施設について、入居者への説明や代替措置がされていれば、当該基準に適合することを要しないとするなど扱いの見直しを行った。

【 主な改正内容 】 別紙新旧対照表参照箇所 6 .既存建築物等の活用の場合等の特例)

既存建築物を利用した施設や定員 9 人以下の有料老人ホームについての特例

1. 全居室が個室である場合

以下 を満たし、かつ 又は を満たす場合に指導指針に適合
不適合箇所を重要事項説明書等に記載し説明
代替措置を講じる
改善計画を策定し利用者に説明

2. 1 以外の場合

以下 かつ を満たす場合に指導指針に適合
不適合箇所を重要事項説明書等に記載し説明
外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより事業運営の透明性が確保され、かつ入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されていること。

イ.外部サービスを利用者が自ら選択できる環境を整備

【 概要 】

医療・介護等のサービスの自由な選択を妨げるような囲い込みが行われることの無い

よう、指導指針に明記した。

【主な改正内容】(別紙新旧対照表参照箇所 2. 基本的事項、8. 事業の運営)

以下の内容について明記

- ・特定事業者のサービスを利用させるような契約の締結など、入居者が希望するサービス利用を妨げてはならない。(2. 基本的事項)
- ・入居者の医療機関の選択を妨げないこと。選択肢は協力医療機関等に限らないこと。紹介の対価等を受領しないこと。(8. 事業の運営)
- ・近隣の介護サービス事業所について入居者に情報提供し、特定事業者のサービスに限定、誘導しない。(8. 事業の運営)

など

ウ. サービス付き高齢者向け住宅の取り扱いの見直し

【概要】

サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)のうち、有料老人ホームに該当するものを、標準指導指針の対象に追加した。

【主な改正内容】(別紙新旧対照表参照箇所 前文、2. 基本的事項)

以下の規定を追加

- ・老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち川越市が所管する有料老人ホームの設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。(前文)
- ・サ高住の登録を受けているものにあつては、指針3, 4, 5, 6及び10の規定は適用せず、高齢者の住居の安定確保に関する法律第7条第1項に定める登録基準によること(2. 基本的事項)

など

(2) 標準指導指針の改正に関わらない見直し

【概要】

人員配置について、指定訪問介護・通所介護等の外部サービスと施設サービスの人員等の区分を明確にし、施設の人員を確保することを求める旨を明記した。また、夜間の緊急時の人員・連絡体制の確保を明記した。

【主な改正内容】(別紙新旧対照表参照箇所 7. 職員配置等、研修及び衛生管理)

以下の規定を追加

- ・有料老人ホーム(介護サービスを提供する有料老人ホームであつて特定施設入居者生活介護等を提供しないもの)にあつては、入居者ごとに提供する指定訪問介護等の介護保険サービスに従事するものほかに、直接処遇職員を夜間及び深夜を含む常時、1人又は必要数を確保し、勤務表に明記しておくこと。

など